

秋田いきいきワーク推進会議 第1回検討部会 次第

平成28年8月2日（火）14：00～15：00

秋田労働局4階会議室

1 開会

2 局長あいさつ

3 会員紹介

4 会長あいさつ

5 議題

(1) 設置要綱等について

(2) 労働実態調査工程表及び調査票の内容について

6 意見交換

7 閉会

## 秋田いきいきワーク推進会議検討部会開催要綱

### (目的)

第1 秋田いきいきワーク推進会議（以下「推進会議」という。）に設置する検討部会の開催に必要な事項について定める。

### (構成)

第2 検討部会は、別紙に掲げる者を会員として構成する。

2 部会長は、推進会議の会長を充てる。

3 部会長は、検討部会の会務を総括する。

4 部会長は、必要に応じ、議論に必要と思われる者を出席させることができる。

### (検討事項)

第3 検討部会では、推進会議を円滑に運営するため、必要な調査、情報収集を行うとともに、推進会議での協議事項等について、事前に検討する。

### (会議)

第4 検討部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

2 会員が出席できないときは、代理出席を認める。

### (庶務)

第5 検討部会に関する庶務は、秋田労働局雇用環境・均等室が行う。

### (補則)

第6 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、部会長が別に定める。

### (付 則)

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。